平成２３年（再イ）第４３０号
福岡県春日市下白水北５丁目66番地１ルネッサンス21春日ザ・パーク513号
再生債務者　似吹　恵久
１　決議に付する再生計画案　平成24年３月２日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月６日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月６日まで
平成24年３月16日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第７４号
秋田市添川字境内川原39番地５　コーポ古城苑12号
再生債務者　山内　敬男
１　決議に付する再生計画案　平成24年３月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月９日まで
平成24年３月19日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第１９号
茨城県日立市大みか町１丁目21番５―203号
再生債務者　黒澤　　修
１　決議に付する再生計画案　平成24年３月16日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月９日まで
平成24年３月19日　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（再イ）第１３号
兵庫県佐用郡佐用町才金485番地
再生債務者　山口　雅之（開始決定時の旧姓磯部）
１　決議に付する再生計画案　平成24年３月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月９日まで
平成24年３月19日
神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

平成２４年（再イ）第２号
兵庫県南あわじ市榎列小榎列436番地２
再生債務者　阿南　辰也（旧姓坂口）
１　決議に付する再生計画案　平成24年３月16日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月16日まで
平成24年３月19日
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（再イ）第３９号
徳島県吉野川市鴨島町上下島135番地１―202号
再生債務者　大下　政也
１　決議に付する再生計画案　平成24年３月14日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月16日まで
平成24年３月19日　　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（再イ）第７７号
兵庫県明石市魚住町清水949番地の１
再生債務者　宮﨑　剛士
１　決議に付する再生計画案　平成24年３月13日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月16日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月16日まで
平成24年３月16日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２４年（再イ）第３号
山口県宇部市明神町２丁目１番５―105号、旧住所山口県山陽小野田市住吉本町２丁目２番16号
再生債務者　安良田重徳
１　決議に付する再生計画案　平成24年３月15日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月16日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月16日まで
平成24年３月19日　山口地方裁判所宇部支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２３年（再イ）第１４号
盛岡市上鹿妻夜鷹21番地
再生債務者　村上　　正
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月15日
盛岡地方裁判所第２民事部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２３年（再イ）第３２０号
福岡市西区愛宕浜１丁目４番１号
再生債務者　塩塚　泰則
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成23年11月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法231条２項１号に定める事由がある。
平成24年３月13日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第１１２９号
福岡市東区和白５丁目７番17―203号
再生債務者　今福　　剛
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年９月13日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年３月13日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第８５０号
大阪府東大阪市昭和町８番24号
再生債務者　栗岡青果店こと　栗岡　敏一
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年３月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第１３１号
北九州市八幡西区浅川学園台４丁目７番２号Ａ―102
再生債務者　井上　　忠
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年３月19日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第２号
沖縄県浦添市字港川433番地　雇用促進住宅牧港宿舎１―206号
再生債務者　三角　清丈
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月13日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月27日から平成24年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（再ロ）第４０号
京都市右京区西京極橋詰町25番地10
再生債務者　中野　大輔
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月16日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月20日から平成24年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第４１号
京都市右京区西京極橋詰町25番地10
再生債務者　中野　裕子
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月16日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月20日から平成24年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再ロ）第１号
宮崎市花ケ島町立毛1056番地５
再生債務者　奈須憲一郎
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月16日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月27日から平成24年５月８日まで
宮崎地方裁判所民事部個人再生係